

平成30年度  
協同農業普及事業外部評価実施報告書

平成31年3月

香川県農政水産部農業経営課

## 目 次

1	はじめに	1
2	外部評価の概要	1
3	評価委員会の開催	2
4	評価結果	2
5	終わりに	2

### [協同農業普及事業外部評価調書]

基本的課題 II 消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売  
普及指導活動課題 「消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化」

(1) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展  
(東讃農業改良普及センター) ..... 3

(2) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展  
(西讃農業改良普及センター) ..... 5

基本的課題 III 強くしなやかな生産基盤の整備  
普及指導活動課題 「生産基盤の確保と農村の活性化」

(1) 生産基盤の確保と農村の活性化  
(小豆農業改良普及センター) ..... 7

(2) 生産基盤の確保と農村の活性化  
(中讃農業改良普及センター) ..... 9

[参考] 外部評価調書 I ..... 11

協同農業普及事業外部評価実施要領 ..... 12

1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」(平成17年3月)に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2 外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会を設けた。

役 職	氏名 (敬称略)	所 属 ・ 職 名
委員長	深 井 誠 一	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委 員	野 田 法 子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	田 村 照 栄	東かがわ市農業委員会 農業委員
	橋 本 真 一	税理士法人橋本会計事務所 所長 (税理士)
	山 田 勇 司	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	六 車 孝 雄	香川県農業経営者協議会 会長
	大 西 千 明	認定農業者、農業士
	高 橋 光 男	I F K 前会長
	谷 本 小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長

2) 評価対象課題の選定

評価委員会(第1回)において、普及指導活動課題「消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化」及び「生産基盤の確保と農村の活性化」に関する課題の中から、さらに詳細な説明を聞きたい課題として、委員により次の4課題が選定された。

- (1) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展 (東讃農業改良普及センター)
- (2) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展 (西讃農業改良普及センター)
- (3) 生産基盤の確保と農村の活性化 (小豆農業改良普及センター)
- (4) 生産基盤の確保と農村の活性化 (中讃農業改良普及センター)

3) 評価項目および評価の観点

各課題ごとに次の5項目を評価した。

(1) 緊急性・必要性

[観 点] 一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

(2) 普及計画の妥当性

[観 点] 支援対象の選定は妥当であるか。当初の計画を変更する必要はないか。

(3) 進捗状況・活動目標に対する達成度

[観 点] 当初計画のとおり進んでいるか。

(4) 普及指導活動による成果の波及効果

[観 点] 当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

[観 点] 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。  
農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。

#### 4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

- (1)普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件
- (2)より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- (3)参考となる意見

#### 5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

### 3 評価委員会の開催

#### 1) 評価委員会(第1回)

- (1)日時・場所 平成30年8月24(金) 香川県庁北館3階 303会議室
- (2)出席委員 深井委員長、野田委員、田村委員、橋本委員、山田委員、大西委員、高橋委員、谷本委員
- (3)議題 「評価対象課題の選定」

#### 2) 評価委員会(第2回)

- (1)日時・場所 平成30年11月14日(水) 香川用水記念館 多目的室
- (2)出席委員 深井委員長、野田委員、田村委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員、谷本委員
- (3)議題 「評価対象課題の詳細説明」

#### 3) 評価委員会(第3回)

- (1)日時・場所 平成30年12月19日(水) 香川県庁本館12階 第1・2会議室
- (2)出席委員 深井委員長、野田委員、田村委員、橋本委員、山田委員、六車委員、大西委員、高橋委員、谷本委員
- (3)議題 「評価対象課題の総合評価」

### 4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

### 5 終わりに

今回の委員会を通して的確な指摘を受けたので、それらを踏まえて、できることから改善するとともに、次年度の普及指導活動に反映させてまいりたい。

終わりに、各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げる次第である。

# 協同農業普及事業外部評価調書

整理番号	1 (東讚農業改良普及センター)		
普及指導課題名	魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>花きの生産現場では、景気の悪化や輸入花きの増加により、価格低迷や販売不振が続いており、加えて資材費の高騰などによる経費の増大で、経営を大きく圧迫するとともに、高齢化が進み、産地の維持が危ぶまれている。また、地球温暖化の影響で、生理障害や病害虫の発生が増大し、品質の低下を招くとともに、高温による開花遅延が発生し、計画的出荷が困難になっている。</p> <p>産地を活性化するため、総合的防除体系による難防除害虫対策、高齢化に伴う省力栽培技術の確立、夏季の高温対策、県育成品種の導入など、産地の維持、強化に向けた支援が必要である。また、海外輸出向け盆栽の生産拡大や、消費が落ち込んでいる花き全体の消費を伸ばすための、新規需要の創出や有望品目の導入が望まれる。</p> <p>そこで、①生産振興と産地の持続的発展に向けた支援、②輸出拡大に向けた生産対策支援、③新規品目導入に向けた支援、④県オリジナル品種のPRと花育活動の推進に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>農業者の栽培技術の向上による生産量の増大、経営の安定化を図る。農業集団への産地支援による計画生産、計画出荷を樹立し、年間を通じて安定供給を可能にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県オリジナル品種の作付面積 (H27年 65a→90a)</li> <li>○新規品目導入に向けた支援 (H27年 0戸→20戸)</li> </ul>		

総合評価	評価基準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
場継続の条件	なし		
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盆栽の輸出対策を確実に推進することが重要である。そのための線虫対策では、既存薬剤だけでなく、有機物の施用や土地改良資材との組み合わせなどを含めて検討してはどうか。</li> <li>・新規品目としてジニア新品種の導入が支援されており、ケイトウ、ヒマワリなどと併せて夏期の栽培品目の充実が図られている。花育活動では、栽培者及び普及センターが協力し、学校に栽培園を設置するなどして、土づくりから栽培管理まで一連の体系を子どもたちに体験してもらうことも検討してはどうか。</li> </ul>		

<p>その他参考意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラナンキュラス、盆栽ともに香川県にとって重要品目であり、高品質生産に向けた普及活動は重要である。</li> <li>・ 支援対象の選定は妥当で、計画変更の必要はない。</li> <li>・ ラナンキュラスの安定生産に問題があるようなので、普及指導による解決に期待する。</li> <li>・ オリジナル品種を有するラナンキュラスの生産は伸びており、目標達成が見込まれる。</li> <li>・ 少量多品目の花きの生産振興において、重要品目を中心として個別課題を解決し、全体として産地の活性化を図ろうとする活動は着実に成果を生んでいるといえる。</li> <li>・ 課題に対して、コーディネート・スペシャリスト機能により対応を図ることで、具体的な成果につながられており、引き続き、これらを発揮していただき、生産振興と産地の持続的発展につながっていただくことを期待している。</li> </ul>
<p>評価対象機関の考え方</p>	<p>(平成31年2月5日回答 東讃農業改良普及センター)</p> <p>○盆栽の輸出対策</p> <p>盆栽の輸出拡大に向けて、現在輸出しているEU諸国向けの栽培管理技術の確立や、新たな樹種の輸出解禁を目指した調査研究に、引き続き、生産者の協力を得ながら関係機関と連携して取り組んでまいりたい。</p> <p>線虫対策については、病害虫防除所と連携し、薬剤防除だけでなく土壌改良などの耕種的防除も含めた効果的かつ経済的な対策を検討してまいりたい。</p> <p>○花育活動</p> <p>花育活動については園児や児童を対象に、地元生産者や香川大学等の協力を得ながら、収穫体験をはじめ、収穫した花きのフラワーアレンジメントの制作や販売などに取り組んでおり、引き続き、こうした活動を通じて、県民の皆様には花と緑のある暮らしを提案するとともに、県産花きのPRにつなげてまいりたい。</p> <p>また、本年度は新たにヒマワリの播種から収穫、アレンジメントまでの体験を行っており、今後ともより効果的な活動となるよう体験内容や実施場所について検討してまいりたい。</p> <p>○ラナンキュラスの生産振興</p> <p>今後とも、本県の強みを生かした県オリジナル品種を中心とした生産拡大と担い手の確保・育成に積極的に取り組んでまいりたい。</p> <p>また、高品質・安定生産に向けては、香川県農業協同組合等と連携しながら、県内他地域の産地と合同での研鑽活動や情報交換を推進し、栽培技術の向上や平準化を支援してまいりたい。</p>

## 協同農業普及事業外部評価調書

整理番号	8 (西讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	3人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>管内の畜産経営は、飼料価格や素畜価格の高騰等による生産コストの上昇や経営者の高齢化等により、戸数及び出荷量の減少傾向が続いている。また、近年は天候不順による牧草収穫や稲わら収集、夏場や冬場の急激な温度変化等の影響による生産量や品質の低下および疾病の発生、臭気等による周辺対策が課題となっている。</p> <p>そこで、①オリーブ牛をはじめとした肉用牛の生産拡大支援、②自給飼料等の生産支援、③乳用牛の適正管理と乳質向上支援、④高収益型畜産体制構築のための支援、⑤耕畜連携の促進支援に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>ブランド牛の生産拡大により、肉用牛経営の安定を図るほか、乳質改善検討会が核となって、生乳の安全安心対策や防暑・防寒対策等の推進により、生産量と品質の低下を防止する。また、自給飼料生産や未利用資源の利用を推進するほか、堆肥生産技術の向上によって臭気対策が進み、耕種農家との連携強化が図られる。</p> <p>○オリーブ牛出荷頭数 (H27年度 664頭→1200頭)</p>		

総合評価	評価基準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 C 実施する必要はない	
継続する場合	なし	
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリーブ牛のさらなるブランド力の向上に努めていただきたい。</li> <li>・オリーブ牛生産拡大には素牛確保が絶対必要であり、肥育農家にも繁殖母牛の導入(県事業助成拡大)を図ることにより、一貫経営を推進する必要があると考える。</li> </ul>	
その他 参考意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランド牛の安定生産は大変重要な課題であり、将来を見据えた普及活動ができている。</li> <li>・オリーブ牛の生産が着実に増えており、活動体制もしっかりしていると判断される。</li> <li>・ブランド牛の生産拡大に向けて、肥育農家と繁殖農家両方の支援ができおり、全体として良好な普及活動となっている。</li> <li>・オリーブ牛生産農家の方の経験や勘をデータ化し、見える化するための支援は、現場に密着している普及指導員の方だからこそできるものであり、今後も、課題解決に向けた取組みの継続を期待する。</li> </ul>	

(平成31年2月5日回答 西讃農業改良普及センター)

○ブランド力向上に向けた取組について

オリーブ牛のブランド力向上については、西讃普及センターで独自に作成した「オリーブ牛生産者心得8カ条」の更なる普及・定着を図り、消費者の「安全・安心」と「信頼」を確保する。また、一昨年開催された全国和牛能力共進会において、西讃地域から出品されたオリーブ牛が「特別賞・脂肪の質賞」に輝き、オリーブ牛の脂肪の質の良さが再認識されたことから、これを契機に西讃和牛改良組合で優良繁殖雌牛の導入・保留を進めるとともに、遺伝的な改良による肉質改善や肥育効率を更に高めるため育種価等に基づく優良素牛の確保を図るなど、販売力の向上と生産者の収益性の向上に繋げてまいりたい。

○生産拡大のための素牛確保に向けた取組について

オリーブ牛の生産拡大のための素牛確保については、肥育農家に対して、繁殖・肥育の一貫経営を推進し、新たに繁殖経営を開始する農家も含めて、パソコンを活用した繁殖管理システムによる繁殖技術の見える化などの繁殖技術の高位平準化を図るとともに、関係機関と連携して各種事業の活用なども進めてまいりたい。



# 協同農業普及事業外部評価調書

整理番号	10 (小豆農業改良普及センター)		
普及指導課題名	生産基盤の確保と農村の活性化		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	8人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <p>○鳥獣害防止対策の推進          小豆管内では、農作物等へのサルやシカ、イノシシ、ヌートリア等の被害が拡大しており、これら野生鳥獣による農作物への被害は、営農意欲を著しく減退させることから、農業離れを加速化させるなど、農業振興を図る上で大きな障害となっている。</p> <p>○地域特性を活かした特色ある農業の推進          小豆管内には数多くの食品加工業者が存在し、新商品の開発や商品の付加価値を高めるため、特徴ある農産物の生産が求められている。また、管内には、利用可能な農用地や高齢化が進んでいるが営農の可能な農業者が存在するが、十分に活用できていない。</p> <p>○農村の活性化を支える人材育成          農業・農村の持続的な発展が求められる中、女性や高齢者は農業振興や地域の活性化に重要な役割を担っていることから、その能力を評価し活動支援することにより、より一層の活躍を促進する必要がある。一方、農村の活性化を図る上で、都市住民の農村に対する理解を促進することも重要である。</p> <p>○耕作放棄地対策の推進          小豆管内における耕作放棄地は666haで、放置すれば営農や生活環境に悪影響を与える恐れがある。このようなことから、高齢化が進む管内においては、オリーブ生産企業など、多様な担い手に働きかけ、耕作放棄地の発生防止と解消に努める必要がある。</p> <p>そこで、①鳥獣害防止対策の推進、②地域特性を活かした特色ある農業の推進、③農村の活性化を支える人材育成、④耕作放棄地対策の推進に取り組む。</p> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <p>○鳥獣害防止対策の推進          地域ぐるみで取り組む農業者の自主的な鳥獣害対策を支援することにより、継続的な被害対策が確立する。また、農作物等被害を一定レベル以下に抑え、人と野生鳥獣が棲み分けできる地域づくりが促進され、持続的な農業生産と農業・農村が持つ多面的機能が維持される。</p> <p>○地域特性を活かした特色ある農業の推進          小豆管内の立地条件や気象条件などの地域特性を最大限に活かした特徴ある農産物が生産されることにより、高齢な農業者の農業所得を確保するとともに、農用地の有効活用(耕作放棄地の未然防止)につなげる。</p> <p>○農村の活性化を支える人材育成          女性起業家や「むらの技能伝承士」などが、食育活動や地域活動に積極的に参加することにより、女性や高齢者の地域での活躍の場が得られる。また、都市住民との交流などを促進する地域リーダーとなる人材の育成を図る。</p> <p>○耕作放棄地対策の推進          集落ごとの話し合い活動を通じた集落営農の推進により、耕作放棄地の未然防止を図るとともに、農地として利用すべき耕地にオリーブなどの植栽を推進し、耕作放棄地の解消を推進する。県オリジナル品種をはじめとする強みのある優良品種・系統については、一層の高品質化や安定生産に対応した栽培技術の推進等により、ブランド化の強化につながる生産拡大や品質向上を図る。また、品目ごとの強みを生かした販路拡大に向けて実需者ニーズに対応した規格や出荷形態等のブランド力の強化につながる商品づくりや消費者ニーズに対応した販売戦略に努めて需要拡大を図る。</p> <p>○モデル集落設置数 (H27年度4集落→10集落)          ○特徴ある農産物の品目数 (H27年度2品目→5品目)          ○女性起業・グループ数 (H27年度10起業→13起業)          ○耕作放棄地の削減面積 (H27年度89a→500a)</p>		

総合評価	評価基準		A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適當 B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適當 C 実施する必要はない		
場合の条件	なし		
アドバイス	・関西圏など島外へ積極的にPRしていくためにも、女性グループや農ガール等の結成を推進し、女性農業者によるオリーブ栽培や加工、グリーンツーリズムなどの取組みを支援してはどうか。		
参考意見 その他	・鳥獣害対策をしっかりすることによる生産基盤の確保は大変重要であり、多面的な普及活動ができています。 ・4課題それぞれで着実な成果が得られており、少人数でよくやっている。 ・4つの課題についてバランスよく、かつ、多面的な普及活動ができてしていると判断される。 ・小豆島は若者に人気がある一方で、現在抱えている高齢化や耕作放棄地の増加等課題への対応について、地域での取組みを普及センターならではの視点から支援を図っておられるため、引き続き、地に足をつけて頑張っておられる地域の方々への支援を期待する。		
評価対象機関の考え方	(平成31年2月5日回答 小豆農業改良普及センター ) ○鳥獣害防止対策の推進 農作物に加え、水路や農道にまで被害が及んでいる実態を踏まえ、担い手農家はもとより、農地の保全に貢献している高齢者の小規模な農業までを対象に、幅広い取り組みにより農村地域の保全に努めたい。また、捕獲個体の有効活用に向けて、ペットフード化への取組みを継続して推進し、ジビエへの取組みの足掛かりとしたい。 ○地域特性を活かした特色ある農業の推進 「食品産業の島」、「観光の島」の強みを生かし、「長命草」などの新規作物の導入や6次産業化を支援し、今春から開催される瀬戸内国際芸術祭を更なる契機として、島の農業を広く情報発信していきたい。 ○農村の活性化を支える人材育成 活躍する女性農業者の増加に向け、JA生産部会らの女性を対象に、研修や活躍できる場の創出を進めたい。また、県外から移住し、オリーブ栽培に取り組む女性の認定農業者への誘導事例をモデルとして、移住者など多様な担い手の確保に努めたい。さらに、島の多様な地域資源を活用した、グリーンツーリズムへの取組みを拡大し、交流人口の増加につなげていきたい。 ○耕作放棄地対策の推進 耕作放棄地を発生・拡大させないために、鳥獣害対策や6次産業化など、農地の活用につながる取組みを強化したい。また、「バジル」など新規作物の作付拡大や、オリーブ企業への農地の流動化などにより、再生農地の有効活用を進めたい。		

# 協同農業普及事業外部評価調書

整理番号	11 (中讃農業改良普及センター)		
普及指導課題名	生産基盤の確保と農村の活性化		
普及活動期間	平成28年度～32年度	担当者数	25人
普及活動の概要	<p>[課題化の背景と普及活動事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥獣害防止対策推進 農村では、イノシシやサルなどの野生鳥獣による農作物等被害と生活被害が常態化するなど深刻な状況にある。</li> <li>○地域特性を活かした中山間地域等の特色ある農業の推進 農業法人等が大豆をはじめとする地域特産農産物を経営に取り入れているが、収量・品質が不安定である。また、鳥獣被害もあり、耕作放棄地が中山間地域等で拡大しており、地域特性を活かした新規作物の導入が必要である。消費者の食の安全・安心への関心に対応した付加価値の高い農産物を生産する動きがある。</li> <li>○農村の活性化を支える人材育成 農村地域の担い手である女性・高齢者の活躍の機会を拡大する必要がある。</li> <li>○地産地消の促進と食育支援 学校や地域ぐるみでの食農体験活動の活発化により、学校給食での地産地消活動や質のよい農産物の供給が望まれている。 そこで、①鳥獣害防止対策推進、②地域特性を活かした中山間地域等の特色ある農業の推進、③農村の活性化を支える人材育成、④地産地消の促進と食育支援に取り組む。</li> </ul> <p>[計画期間終了時の姿と成果指標 (28年度当初→32年度末目標)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥獣害防止対策推進 鳥獣被害防止の対策に集落ぐるみで取り組む。</li> <li>○地域特性を活かした中山間地域等の特色ある農業の推進 地域作物の収量・品質が安定することで農業法人等の多様な担い手の経営の安定が図られる。中山間地域等の地域特性に適した新規作物の導入が図られる。エコファーマーなど食の安全・安心に配慮した農業生産に農業者自らが積極的に取り組む。</li> <li>○農村の活性化を支える人材育成 女性・高齢者が農村でその能力を十分に発揮できる。</li> <li>○地産地消の促進と食育支援 食育活動により、農業への理解が促進されるとともに、学校給食への地場農産物の利用が進む。</li> </ul> <p style="text-align: right;">○モデル集落設置累計数 (H27年度0集落→25集落) ○新規農村女性起業数 (H27年度1起業→10起業)</p>		

総合評価	評価基準	A
	<p>A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当</p> <p>B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当</p> <p>C 実施する必要はない</p>	

<p>継続する 場合の条件</p>	<p>なし</p>
<p>アドバイス</p>	<p>・鳥獣害対策として、ロボットオオカミを実証的に導入してデータを取っているみたいだが、特にイノシシの行動範囲は広いので、複数導入し各箇所ですべて同時に実証データを確保することが必要ではないか。</p>
<p>その他 参考意見</p>	<p>・鳥獣害防止対策は大変重要な課題であり、着実に成果も出ていることから、目標の達成が見込まれる。          ・鳥獣害防止対策・農村活性化のための人材育成・地産地消と食育の3つの課題がバランスよく取り組まれており、いずれも妥当なものである。          ・鳥獣害防止は個人での対策は限度があり、重要となる集落ぐるみでの対策について、普及センターがハブとなり支援されていることから、引き続き、鳥獣害対策をはじめとした地域を支える活動への支援を期待する。</p>
<p>評価対象 機関の 考え方</p>	<p>(平成31年2月5日回答 中讃農業改良普及センター )</p> <p>○鳥獣害防止対策推進          野生動物は環境の変化に警戒し、ニオイや音、光に慣れることがわかっている。さらに、イノシシの行動範囲は、その被害が特定の地域に集中している場合は近くにイノシシが定住していると考えられる。また、本機の音により騒音公害にならない場所でなければならぬことと、1基約50万円と費用がかかることから、まずは1基設置により効果を調査中である。ただし、その結果が非常に効果的であった場合などでは、複数導入してより広い範囲において調査・検討する可能性がある。          なお、鳥獣害防止対策については、重要であることから、普及センターでは引き続き集落ぐるみの鳥獣害防止対策推進等に取り組んでまいりたい。</p> <p>○地域特性を活かした中山間地域等の特色ある農業の推進          中山間地域においては、鳥獣害の被害による農作物の被害が営農意欲の減退につながるなど、深刻な問題となっている。農地を維持していくためには、鳥獣害対策と併せて、中山間地域で安定した生産・販売が行える品目の導入が必要である。管内では、薬用作物の栽培が検討されており、今後、中讃地域における換金作物の1つとして生産に必要な栽培技術の検討などを行い、産地化を図ってまいりたい。</p> <p>○農村の活性化を支える人材育成          農村地域の活性化を支える女性・高齢者が、持っている能力を十分に発揮しながら、地域に認められる活動ができるよう今後も支援してまいりたい。</p> <p>○地産地消の促進と食育支援          食育活動により、児童・生徒への農業への理解が促進されるとともに、学校給食への地場農産物の利用が一層進むよう、引き続き地産地消の促進と食育支援に取り組んでまいりたい。</p>

外部評価調査 I (平成30年度)

基本的課題	普及指導課題	機関名	評価基準		
			A 計画の通り普及活動を実施するのが適当	B 計画の内容を条件のとおりに変更して実施するのが適当	C 実施する必要はない
II 農産物流通の魅力を高めることに 農産物消費の魅力を高めることに 農産物流通の魅力を高めることに	魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃農業改良普及センター	○		
	魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	西讃農業改良普及センター	○		
III 生産基盤の強化 生産基盤の強化	生産基盤の確保と農村の活性化	小豆農業改良普及センター	○		
	生産基盤の確保と農村の活性化	中讃農業改良普及センター	○		

# 協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日 17農経第30887号 農業経営課長  
一部改正 平成23年8月3日 23農経第23845号  
一部改正 平成28年7月26日 28農経第38882号

## 第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

## 第2 外部評価制度の概要

### （1）外部評価対象の課題選定

①「協同農業普及事業の実施に関する方針」（平成28年3月制定）で設定した普及指導活動の基本的課題に沿って策定した普及指導活動課題から評価する課題を選定する。

- 1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立
  - 1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進
  - 2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成
  - 3) 女性農業者の確保・育成と活躍推進
  - 4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成
- 2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化
  - 1) -1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興
  - 1) -2 優良種子の生産支援
  - 2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展
  - 3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展
  - 4) 力強いオリーブ産業の振興
  - 5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展
  - 6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展
- 3 生産基盤の確保と農村の活性化
- 4 地域プロジェクト
- 5 重点プロジェクト

②次に、選定された基本的課題に関係する、各普及センターおよび農業経営課が策定した普及指導計画に計上された課題から評価対象を選定する。

③選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（①～③の具体的な方法は第6に記載）

(2) 外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

(3) 外部評価の種類

普及指導活動はP D C Aサイクル(計画→実施→点検および是正→見直し)を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

### 第3 対象機関

- (1) 東讃農業改良普及センター
- (2) 小豆農業改良普及センター
- (3) 中讃農業改良普及センター
- (4) 西讃農業改良普及センター
- (5) 農業経営課

### 第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」(以下「推進検討会」という。)の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」(以下「評価委員会」という。)をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、農業経営課に設置する。

### 第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

### 第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 各普及センターおよび農業経営課の普及指導計画に設定した普及指導活動の課題または普及活動事項を整理した普及指導活動一覧(様式1)の中から、事務局が各普及センターと協議の上で課題を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。  
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。  
ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

## 第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	●計画のとおり実施するのが適当 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 ●実施する必要はない
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初の計画を変更する必要はないか。	
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。	

## 第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 委員は、第6で選定された課題について、外部評価調書Ⅰ（様式2）により評価を行う。
- (2) 1) 第1回目の外部評価により決定した「さらに詳細な説明を聞きたい課題」については、第7で定めた外部評価の項目について、外部評価調書Ⅱ（様式3）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、外部評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。
- 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅲ（様式4）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
- 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
- 4) 2)の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅲに掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
- 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
  - ①普及指導活動を実施、あるいは継続する場合の条件
  - ②より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
  - ③参考となる意見
- 6) 5)の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅲにより回答する。
- (3) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。



## 第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2)および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

## 第10 外部評価に関する関係書類の作成

- (1) 評価対象機関は、次の提出書類（普及指導計画・自己評価（様式5））を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ收受した書類を送付する。
- (2) 外部評価は、本要領に定める各様式を用いて実施する。
- (3) (1)の普及指導計画には次の項目を計上する。
  - ①普及指導活動課題名
  - ②計画期間
  - ③担当部署・担当者名
  - ④支援対象者
  - ⑤現状および問題点
  - ⑥目標・あるべき姿
  - ⑦前年度までの活動経過および実績
  - ⑧関係機関名
  - ⑨関連事業名
  - ⑩年次別の成果指標（目標及び実績）
  - ⑪当該年度計画（普及活動事項、対象者、目標項目および現状値、当該年度の到達目標、主な活動内容及び手段など）
  - ⑫普及指導活動の進捗状況
  - ⑬目標達成の見込み
  - ⑭普及指導活動上の成果と問題点
  - ⑮普及指導活動の体制
  - ⑯自己評価

## 第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間までに終えなければならない。

## 第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

### 第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

### 第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

#### 附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正

平成28年 7月26日 一部改正

# 様式 1

## 普及指導活動課題一覧（平成28年度～32年度）

普及指導活動課題	普及センター	評価実施
1 力強い担い手の確保・育成と魅力ある農業経営の確立		
1) 次世代を担う青年層を中心とした就農・定着の促進	東讚、小豆 中讚、西讚	
2) 産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の育成	東讚、小豆 中讚、西讚	
3) 女性農業者の確保・育成と活躍促進	東讚、小豆 中讚、西讚	
4) 地域を支える集落営農組織の確保・育成	東讚、小豆 中讚、西讚	
2 消費者ニーズに即した生産振興と産地の活性化		
1) - 1 ブランドとなる高品質米麦の生産拡大と土地利用型作物の生産振興	東讚、小豆 中讚、西讚	
1) - 2 優良種子の生産支援	中讚	
2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
4) 力強いオリーブ産業の振興	東讚、小豆 中讚、西讚	
5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讚、小豆 中讚、西讚	
3 生産基盤の確保と農村の活性化		
	東讚、小豆 中讚、西讚	
4 地域プロジェクト		
	東讚、小豆 中讚、西讚	
5 重点プロジェクト		
	農業経営課 (革新支援 グループ)	

様式 2

外部評価調査 I (平成30年度)

基本的課題	普及指導課題	機関名	評価基準		
			A 計画の通り普及活動を実施するのが適當	B 計画の内容を条件のとおりに変更して実施するのが適當	C 実施する必要はない

整理番号		
普及指導課題名		
評価項目	採点	コメント
緊急性・必要性		
普及計画の妥当性		
進捗状況・活動目標に対する達成度		
普及指導活動による成果の波及効果		
普及活動体制等の妥当性		
意見		

評価の項目（各項目とも5段階評価）

<p>○緊急性・必要性</p> <p>●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。</p>	<p>5 大いに認められる</p> <p>4 かなり認められる</p> <p>3 認められる</p> <p>2 あまり認められない</p> <p>1 認められない</p>
<p>○普及計画の妥当性</p> <p>●支援対象の選定は妥当であるか。</p> <p>●当初の計画を変更する必要はないか。</p>	<p>5 大いにある</p> <p>4 かなりある</p> <p>3 ある</p> <p>2 あまりない</p> <p>1 ない</p>
<p>○進捗状況・活動目標に対する達成度</p> <p>●当初計画のとおり進んでいるか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 かなり進んでいる</p> <p>3 進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>○普及指導活動による成果の波及効果</p> <p>●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。</p> <p>●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。</p>	<p>5 大いに進んでいる</p> <p>4 かなり進んでいる</p> <p>3 進んでいる</p> <p>2 あまり進んでいない</p> <p>1 進んでいない</p>
<p>○普及活動体制等の妥当性</p> <p>●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。</p> <p>●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。また、資質の向上が図られる取り組みが行われているか。</p>	<p>5 大いに期待できる</p> <p>4 かなり期待できる</p> <p>3 期待できる</p> <p>2 あまり期待できない</p> <p>1 期待できない</p>

様式4

外部評価調書Ⅲ（委員会の総合評価）

整理番号			
普及指導課題名			
普及活動期間		担当者数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当	
	B 計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当	
	C 実施する必要はない	
継続する場合の条件		
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(平成 年 月 日)	

様式5

1 普及指導計画

整理番号		〇〇農業改良普及センター						
課題名	計画期間						担当者	
課題化の背景	前年度までの活動経過 および実績							
目標・あるべき姿								
関係機関名								
関連事業名								
目標項目（目標及び実績）		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	到達目標	備考
	当初目標							
	年度末実績							
平成〇年度活動事項及び活動内容等（5年計画〇年目）								
普及活動事項	対象者	目標項目及び現状値	当年度末到達目標	主な活動内容及び手段				

普及指導活動の進捗状況	
目標達成の見込み	
活動上の成果と問題点	
普及指導活動体制の構築	※普及指導活動体制図を添付する

2 自己評価

評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 大いに認められる 4 かなり認められる 3 認められる 2 あまり認められない 1 認められない
普及計画の妥当性			
進捗状況・活動目標に対する達成度			
普及指導活動による成果の波及効果			
普及活動体制等の妥当性			
合計（平均点）	※採点基準は様式3に準拠する。		